

徳島市交通局 IC カード乗車券取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、徳島市交通局(以下「当局」という。)が運行する路線(以下「当局路線」という。)について、ICカードを媒体とした定期乗車券及びストアードフェアの機能を有するICカード及び携帯情報端末(以下「ICカード乗車券」という。)の取扱い及び利用条件等の必要事項を定め、旅客の利便性向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当局が発行するICカード乗車券(以下「ICOCA乗車券」という。)についての取扱い及び利用条件は、この規程の定めるところによる。

2 他社が発行するICカード乗車券による当局路線に係る旅客の運送等についての取扱い及び利用条件はこの規程の定めるところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、WESTERポイント(チャージ専用)サービスについてのサービス内容及び利用条件は、「WESTERポイント(チャージ専用)サービス規約」の定めるところによる。

4 ICカード乗車券による旅客の運送等についての取扱い及び利用条件が改定された場合は、改定後の規程の定めるところによる。

5 この規程に定めがない事項については、法令の定めるところ又は当局路線で利用可能なICカード乗車券の発行者が定める規程等の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この規程において主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「ストアードフェア」(以下「SF」という。)とは、ICOCA乗車券に電子的に記録される金銭的価値をいう。

(2) 「ICOCA」とは、SFの機能のみを搭載したICOCA乗車券をいう。

(3) 「小児用ICOCA」とは、券面(携帯情報端末の画面に表示されるものを含む。以下同じ。)に使用者の記名を行ったものであって、記名人である小児の利用に供するICOCA乗車券をいう。

(4) 「バスICOCA定期券」とは、券面に印字を行わず、当局の定期乗車券機能とSFの機能を搭載したICOCA乗車券をいう。

(5) 「小児用バスICOCA定期券」とは、小児の利用に供するバスICOCA定期券をいう。

- (6) 「バス ICOCA 定期券内容控」(以下「定期券内容控」という。)とは前 2 号に定める定期券の発券時に交付する、定期券の内容を記載した控えのことをいう。
- (7) 「ICOCA 定期券」とは、鉄道会社等の他社で発売し、定期乗車券の機能のみを搭載又は定期乗車券と SF の機能を搭載した ICOCA 乗車券をいう。
- (8) 「小児用 ICOCA 定期券」とは、小児の利用に供する ICOCA 定期券をいう。
- (9) 「バス車載機」とは、IC カード乗車券の乗車及び降車処理を行う機器であって、車両に搭載されたものをいう。
- (10) 「チャージ」とは、IC カード乗車券に入金して SF を積み増しすることをいう。
- (11) 「デポジット」とは、IC カードの利用権の代価として収受するものをいう。
- (12) 「定期券利用者」とは、第 6 号に記載された氏名をいう。
- (13) 「記名人」とは、第 3 号及び第 8 号に掲げる券面に記載された氏名の者をいう。
- (14) 「スマート ICOCA」とは、西日本旅客鉄道株式会社(以下「JR 西日本」という。)が指定したクレジットカードをチャージ支払い用に登録した ICOCA 又は ICOCA 定期券であって、サービス内容及びご利用条件等について JR 西日本が定めたものをいう。
- (15) 「モバイルデバイスの ICOCA」とは、ICOCA 乗車券のうち、JR 西日本が指定した携帯情報端末のアプリケーションにおいて使用する ICOCA 又は ICOCA 定期券であって、サービス内容及び利用条件等について JR 西日本のモバイル規約に約定したものをいう。

(契約の成立時期及び適用規定)

- 第 4 条 ICOCA 乗車券による契約の成立時期は、ICOCA 乗車券を購入したときとする。
- 2 個別の運送契約の成立時期は、バス車両(バス車載機を搭載した当局路線を運行する車両を指す。以下同じ。)において乗車の際にバス車載機による乗車処理を受けたときとする。バス ICOCA 定期券にかかわる運送契約は、そのバス ICOCA 定期券を発売したときに成立するものとする。
- 3 前 2 項の規定による契約の成立時期以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとする。

(規程の変更及び旅客の同意)

- 第 5 条 当局は、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 548 条の 4 の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合には、規程を変更できるものとする。
- (1) 旅客の一般の利益に適合する場合
 - (2) 契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 2 当局は前項の規定により、あらかじめ営業所での掲示その他の相当な方法で、変更内容及び変更後の規程の効力発生時期を告知するものとする。

3 旅客は、変更後に本サービスを利用したことをもって、変更後の規程に同意したものとみなす。

(個人情報の取得・利用・提供等)

第 6 条 旅客が ICOCA 乗車券を購入する際に、当局が取得した個人情報は、当該 ICOCA 乗車券の利用、再発行等、本規程に定める取扱いに必要な範囲で、JR 西日本等へ提供することがある。

(利用エリア)

第 7 条 当局路線における ICOCA 乗車券の利用エリアは、当局が運行する全路線とする。

(使用方法)

第 8 条 旅客が停留所相互間を乗車の目的で、乗車時並びに降車時に同一の ICOCA 乗車券をバス車載機に触れて乗車記録、並びに降車記録をしたときに、当該乗車区間に有効な片道普通乗車券として使用することができる。この場合には当局運送約款第 21 条第 2 項を適用しない。

2 旅客が乗車時にバス車載機に触れず乗車記録がなかった場合であって、降車時に係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、当該運行系統又は区間の始発の停留所から乗車したものとみなす。

3 前 2 項の場合、SF 残額は 10 円単位で旅客運賃等に充当するものとする。

4 当局は、旅客運送等の円滑な実施を確保するため等、必要があるときは第 1 項に定める方法とは異なる使用方法を定めることがある。

(発売箇所)

第 9 条 当局における ICOCA 乗車券の発売箇所は、当局が別に定める。

2 バス ICOCA 定期券の発売は、バス ICOCA 定期券取扱窓口で行う。

3 前 2 項のほか、第 47 条の規定により、他社で ICOCA 乗車券を発売する場合がある。この場合、発売箇所は他社が別に定める。

(制限事項等)

第 10 条 1 回の乗車につき、2 枚以上の ICOCA 乗車券を同時に使用することはできない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、ICOCA 乗車券は直接バス車載機で使用することができない。

(1) 乗車時に SF 残額がないとき(バス ICOCA 定期券の有効期間内で有効区間内から乗車する場合を除く。)

(2) 降車時に SF 残額が減額する運賃相当額に満たないとき

- (3) ICOCA 乗車券の破損、バス車載機の故障等によりバス車載機による ICOCA 乗車券の内容の読み取りが不能となったとき
- (4) 第 41 条第 1 項の規定により、カードが交換され、バス車載機によるバス ICOCA 定期券の内容の読み取りが不能となったとき
- 3 他の乗車券と併用して使用することはできない。
- 4 偽造、変造又は不正に作成された ICOCA 乗車券を使用することはできない。
- 5 ICOCA 乗車券のSFを使用して、当局窓口で運送約款に定める乗車券の引換はできない。

(制限又は停止)

第 11 条 旅客運送等の円滑な実施を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる IC カード乗車券の利用制限又は停止を行うことがある。

- (1) 乗車区間、乗車経路、乗車方法もしくは乗車するバス車両の制限。
- (2) 発売もしくは再発行等を行う箇所、枚数、時間及び方法の制限又は停止。
- 2 前項の規定による制限又は停止をする場合には、その旨を当該車両や営業所等に掲示する。
- 3 IC カード乗車券の利用の制限又は停止に対し、当局はその責を負わない。ただし当該制限又は停止が当局の故意又は重過失によって生じた場合は除く。

(IC カード乗車券の所有権)

第 12 条 ICOCA 乗車券に使用する IC カード乗車券の所有権は、特に定めるものを除き、JR 西日本に帰属する。

- 2 ICOCA 乗車券が不要となったとき及びその ICOCA 乗車券を使用する資格を失ったときは、ICOCA 乗車券を当局又は JR 西日本へ返却しなければならない。

(デポジット)

第 13 条 ICOCA 乗車券を発売するにあたり、JR 西日本が所有するICカードを旅客に貸与するものとする。この場合、デポジットとしてICカード1枚につき500円を JR 西日本に代わって収受する。

- 2 前項の規定にかかわらず、デポジットの額を変更する場合がある。
- 3 ICOCA 乗車券を旅客が返却したときは次条、第 24 条又は第 36 条に定める場合を除き、発売時に収受したデポジットを返却する。
- 4 デポジットは旅客運賃等に充当することはできない。

(ICOCA乗車券の失効)

第 14 条 ICカードの交換、SFの使用、SFのチャージ又はバスICOCA定期券に付加した定

期乗車券の更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10 年間これらの取扱いが行われない場合で、当局が特に定めた場合、ICOCA乗車券を失効させることがある。

2 前項により失効したICカードのSF及びデポジットの返却を請求することはできない。

(チャージ)

第 15 条 旅客は、ICカード乗車券に、入金機及び取扱窓口でチャージすることができる。ただし、ICカード乗車券がモバイルデバイスの ICOCA の場合は、携帯情報端末の取扱いが可能な機器に限る。

2 ICカード乗車券のチャージ額は「別表 1」に定めるものとする。ただし、1 枚当たりのSFの残額は 20,000 円を超えることはできない。

(SF残額の確認)

第 16 条 旅客は、ICOCA 乗車券のSF残額を第 9 条に定める窓口、入金機又はバス車載機により確認することができる。ただし、ICOCA 乗車券がモバイルデバイスの ICOCA の場合は、携帯情報端末の取扱いが可能な機器に限る。

(SF利用履歴の確認)

第 17 条 旅客は、ICOCA 乗車券の利用履歴を当局窓口又は入金機により次の各号に定めるとおり確認することができる。ただし、ICOCA 乗車券がモバイルデバイスの ICOCA の場合は、携帯情報端末の取扱いが可能な機器に限る。

(1) 利用履歴の内容は、SFを使用して乗車し、精算した場合の取扱月日、取扱箇所及び取扱後のSF残額とする。

(2) 利用履歴は、最近の利用履歴から 20 件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができる。

(3) 次の場合は、利用履歴の確認はできない。

ア 降車処理がされていない利用履歴

イ 第 8 条第 1 項の規定により降車処理を受ける場合で、バス車載機による処理が完全に行われなかったときの利用履歴

ウ 26 週間を経過した利用履歴

第 2 章 ICOCA 乗車券

(ICOCA 乗車券の発行申込方法等)

第 18 条 当局で使用可能な ICOCA 乗車券の発行申込方法及び発行方法は、当該 IC カード乗車券の発行者が別に定める。

(発売額)

第 19 条 ICOCA 乗車券の発売額は 2,000 円(デポジット 500 円を含む。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、発売額を変更することがある。

(小児用 ICOCA の発売)

第 20 条 小児用 ICOCA の購入の申し出があったときは、当該小児が 12 才となる年度の 3 月 31 日までの間使用することができる IC カードを媒体として、小児用 ICOCA を発売する。

2 旅客は、小児用 ICOCA の発売に際して、氏名及び生年月日及びその他の必要事項を別に定める購入申込書に記載のうえ提出し、かつ公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名及び生年月日等を証明しなければならない。

3 旅客は、小児用 ICOCA に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを小児用 ICOCA の発売箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければならない。この場合、別に定める申込書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により当該小児用 ICOCA の記名人本人又は代理人であることを証明しなければならない。

(運賃の支払い)

第 21 条 旅客が ICOCA 乗車券を第 8 条第 1 項の規定により使用する場合、降車時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃 1 名分を SF から引き去る。ただし、小児用 ICOCA にあっては小児普通旅客運賃 1 名分を SF から引き去る。

2 上記運賃支払い以外の場合は係員に申告し、係員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を引き去ることができる。ただし、大人普通旅客運賃以外の運賃支払いの申告がなく使用する場合は、小児であっても大人普通旅客運賃 1 名分を引き去る。

(小児用 ICOCA の再印字)

第 22 条 小児用 ICOCA は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

2 券面表示事項が不明となった小児用 ICOCA は、当局窓口に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができる。

(効力)

第 23 条 第 8 条第 1 項の規定により使用する場合の ICOCA 乗車券の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車において、1 回の乗車に限り有効とする。
- (2) 小児用 ICOCA は運送約款に定める小児の記名人本人のみが使用できる
- (3) 乗車後は、当日に限り有効とする。

(無効となる場合)

第 24 条 ICOCA 乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。この場合、デポジットは返却しない。

- (1) 旅行開始後の ICOCA 乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 前項の規定によるほか、小児用 ICOCA にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記名人本人以外の者が使用した場合
- (2) 券面表示事項が不明となった小児用 ICOCA を使用した場合
- (3) 使用資格・氏名・年齢を偽って購入した小児用 ICOCA を使用した場合
- (4) 券面表示事項をぬり消し又は改変して使用した場合

3 前 2 項の規定により ICOCA 乗車券を無効として回収する場合は、その ICOCA 乗車券に搭載された他の乗車券等も回収する。

4 第 1 項及び第 2 項の規定により ICOCA 乗車券を無効として回収する場合は、第 47 条第 2 項の規定により ICOCA 乗車券に付加された他社の乗車券(以下「他社の乗車券」という。)は無効となる。

5 偽造、変造又は不正に作成された ICOCA 乗車券を使用した場合は、前各項の規定を準用する。

(不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の収受等)

第 25 条 前条第 1 項又は第 2 項に該当するものとして回収されるべき ICOCA 乗車券又は小児用 ICOCA を使用した場合、運送約款の定めにより、普通旅客運賃・割増運賃を収受する。

(紛失再発行)

第 26 条 旅客は、ICOCA 乗車券の盗難又は紛失等による再発行の請求はできない。

2 前項の規定にかかわらず、他社の乗車券が付加された ICOCA 乗車券は、付加された乗車券が定期乗車券の場合は、第 47 条第 3 項の規定により、当該定期乗車券を付加した当該他社において再発行を行う場合がある。

- 3 第1項の規定にかかわらず、小児用 ICOCA の利用者が当該小児用 ICOCA を紛失した場合で、別に定める申込書を当局窓口へ提出したときは、次に掲げる条件を満たす場合に限って、紛失した小児用 ICOCA に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に再発行を行う。
- (1) 再発行登録を行うとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該小児用 ICOCA の記名人本人又は代理人であることを証明できること。
 - (2) 当該小児用 ICOCA の記名人本人の氏名及び生年月日等の情報が当局のシステムに登録されていること。
 - (3) 再発行を行う前に取扱区間内の小児用 ICOCA の処理を行う機器に対して当該小児用 ICOCA の使用停止措置が完了していること。
- 4 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する小児用 ICOCA 1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受する。
- 5 第3項により再発行登録を行った後、これを取り消すことはできない。
- 6 第3項及び第4項の取扱いを行った後に、紛失した小児用 ICOCA を発見した場合は、旅客は、当該小児用 ICOCA を当局窓口へ差し出して、デポジットの返却を請求することができる。この場合、旅客が紛失した小児用 ICOCA とともに別に定める申込書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により記名人本人又は代理人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行う。
- 7 第3項及び第4項の取扱いを行った場合、小児用 ICOCA に付加された他社の乗車券の再発行は行われぬ。ただし、付加された乗車券が定期乗車券の場合は、第47条第3項の規定により、当該定期乗車券を付加した当該他社において再発行を行う場合がある。

(当局の免責事項)

第27条 紛失した小児用 ICOCA の使用停止措置が完了するまでの間に当該小児用 ICOCA や当該小児用 ICOCA に付加された他社の乗車券の払戻し、SFの使用等で生じた旅客の損害額については、当局はその責めを負わない。ただし、当該損害が当局の故意又は重過失によって生じた場合は除く。

(障害再発行)

第28条 ICOCA 乗車券の破損等によって ICOCA 乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該 ICOCA 乗車券のSF残額と同額の ICOCA 乗車券の再発行の取扱いを行う。

2 前項の取扱いは、別に定める申込書及び取扱いが不能な ICOCA 乗車券を当局窓口へ提出した場合に限り取り扱う。この場合、当該 ICOCA 乗車券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に再発行を行う。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の取扱いを行った場合、ICOCA 乗車券に付加された他社の乗車券の再発行は行われぬ。ただし、付加された乗車券が定期乗車券の場合は、第 47 条第 3 項の規定により、当該定期乗車券を付加した当該他社において再発行を行う場合がある。

(払戻し)

- 第 29 条 旅客は、ICOCA 乗車券が不要となった場合は、当該 ICOCA 乗車券の SF 残額 (10 円未満のは数を切り上げ、10 円単位とした額とする。)の払戻しを請求することができる。この場合、手数料として ICOCA 乗車券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。ただし、小児用 ICOCA を所持する旅客が 12 才となる年度の 3 月 31 日を超え、小児用 ICOCA を使用することができなくなったことにより、SF 残額の払戻しを請求する場合は、手数料は収受しない。
- 2 前項の規定により小児用 ICOCA の払戻しを請求する場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該小児用 ICOCA の記名人本人であることを証明したときに限って払戻しを行う。
 - 3 前項の規定にかかわらず、当該小児用 ICOCA の記名人本人が当局指定の方法により代理人に委任を行った場合で、代理人が別に定める申込書を提出し、代理人の公的証明書等を提示した場合に限って、代理人が払戻しを請求することができる。ただし、親権者等の法定代理人が払戻しを請求する場合で、公的証明書等の提示により記名人本人との関係性を証明したときは、記名人本人による委任を省略することができる。
 - 4 前 3 項の規定により払戻しを行う場合には、デポジットを返却する。
 - 5 ICOCA 乗車券の払戻しを行う場合、他社の乗車券は無効となる。ただし、付加された乗車券が定期乗車券の場合は、第 47 条第 3 項の規定により、当該定期乗車券を付加した当該他社において払戻しを行う場合がある。
 - 6 ICOCA 乗車券の払戻しを行う窓口は当局が別に定める。

(バス ICOCA 定期券への変更)

- 第 30 条 旅客は、定期乗車券機能が必要となった場合は、ICOCA 乗車券の SF 残額及びデポジットを引き継いでバス ICOCA 定期券への変更の申し出をすることができる。
- 2 ICOCA 乗車券からバス ICOCA 定期券への変更の申し出があったときは、次条の規定に準じて当該 ICOCA 乗車券上に定期乗車券の機能を付加することにより、バス ICOCA 定期券に変更する。
 - 3 旅客は変更の際して氏名及び生年月日、その他の必要事項を購入申込書に記載し、提出しなければならない。
 - 4 前 3 項の規定により変更を行う場合は、IC カードを交換して取り扱うことがある。

第3章 バスICOCA定期券

(発売)

第31条 バスICOCA定期券の購入の申し出があったときは、運送約款に定める定期乗車券を付加したバスICOCA定期券を発売する。

2 旅客が所持するICOCA定期券に、運送約款に定めるバスICOCA定期券を発売することができる。(ただし、一部他社(京阪電気鉄道、京都市交通局、南海電気鉄道、泉北高速鉄道、大阪市高速電気軌道、大阪モノレール、阪神電気鉄道、神戸市交通局、山陽電気鉄道)が発売するICOCA定期券を除く。)この場合、記名人本人と定期券利用者は同一の旅客でなければならない。

3 バスICOCA定期券の購入の申し出があったときは、ICOCA乗車券を媒体として、前項の規定によりバスICOCA定期券を発売する。この場合、記名人本人と定期券利用者は同一の旅客でなければならない。

4 小児用バスICOCA定期券の購入の申し出があったときは、当該小児が12才となる年度の3月31日までの間使用することができるICOCA乗車券を媒体として、第2項の規定により小児用バスICOCA定期券を発売する。この場合、記名人本人と定期券利用者は同一の旅客でなければならない。

5 旅客は、バスICOCA定期券の発売に際して、氏名及び生年月日等その他の必要事項を購入申込書に記載し、提出しなければならない。また、旅客が購入するバスICOCA定期券が小児用バスICOCA定期券である場合は、購入申込書の提出に加えて、公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名及び生年月日等を証明しなければならない。

6 旅客は、バスICOCA定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを当局窓口差し出して、氏名等の変更を申し出なければならない。この場合、別に定める申込書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により当該バスICOCA定期券の定期券利用者本人(小児用バスICOCA定期券にあっては、記名人本人又は代理人)であることを証明しなければならない。

7 前項の取扱いを行う場合は、ICカードを交換して取り扱うことがある。

(バスICOCA定期券内容控)

第32条 前条第1項から第3項までの規定によりバスICOCA定期券を発売した場合は、当該ICカードの定期券情報を印字した定期券内容控を同時に発行する。

2 定期券内容控は本人の覚えであり、定期乗車券の効力はない。

3 バスICOCA定期券の障害又は機器の故障により、バスICOCA定期券が使用できなくなった場合、当局が認めた場合に限り当該バスICOCA定期券と定期券内容控を提示することにより乗車することができる。

4 バスICOCA定期券を使用する場合は、当該バスICOCA定期券の定期券内容控を所

持するものとし、係員より提示を求められたときには、これを拒むことはできない。

(バス ICOCA 定期券内容控の再発行及び再印字)

第 33 条 定期券内容控を紛失した場合は、バス ICOCA 定期券の情報が当局のシステムに登録させていることを条件とし再発行する。この場合、紛失再発行手数料の収受は行わない。

2 定期券内容控の券面表示事項が不明となったバス ICOCA 定期券は、販売箇所に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができる。この場合、再印字手数料の収受は行わない。

(運賃の支払い等)

第 34 条 SFをチャージした有効期間内のバス ICOCA 定期券を使用し、有効区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車(乗越し)として取扱い、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を引き去る。

2 前項の規定にかかわらず、有効区間外の停留所相互間を乗車する場合は、第 21 条の規定を準用することがある。

3 バス ICOCA 定期券の有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降に使用する場合は、第 21 条の規定を準用する。

(効力)

第 35 条 第 31 条の規定により発売したバス ICOCA 定期券は、運送約款の定めにより取り扱う。

2 バス ICOCA 定期券は、当局路線においては定期券内容控に記載された定期券利用者本人のみが使用することができる。

3 第 15 条の規定によりSFをチャージしたバス ICOCA 定期券にあつては、バス ICOCA 定期券の有効区間外又は有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降であっても、第 23 条の規定を準用して乗車することができる。

(無効となる場合)

第 36 条 バス ICOCA 定期券は、次の各号のいずれかに該当する場合、無効として回収する。この場合、デポジットは返却しない。

- (1) 定期乗車券利用者以外の者が使用した場合
- (2) 定期区間外を乗車し、係員の承諾を得ずに降車した場合
- (3) 当局の運送約款に定める定期乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (4) その他不正乗車の手段として使用した場合

2 前項に該当する場合は、その ICOCA に搭載された他の乗車券等も回収する。

3 前 2 項の規定により無効として回収する場合は、ICOCA に付加された他社の乗車券は無効となる。

4 偽造、変造又は不正に作成されたバス ICOCA 定期券を使用した場合は、前 3 項の規定を準用する。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

第 37 条 前条に該当するものとして回収されるべきバス ICOCA 定期券を使用した場合、運送約款の定めにより、普通旅客運賃・割増運賃を收受する。

(紛失再発行)

第 38 条 バス ICOCA 定期券の利用者が当該バス ICOCA 定期券を紛失した場合で、別に定める申込書を当局窓口へ提出したときは、次の条件を満たす場合に限って紛失したバス ICOCA 定期券(SF残額がある場合は当該SFを含む。)に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から 14 日以内に再発行を行う。

(1) 再発行登録を行うとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該バス ICOCA 定期券利用者本人(小児用バス ICOCA 定期券にあつては、記名人本人又は代理人)であることを証明できること。

(2) 定期乗車券利用者の氏名及び生年月日等の情報が当局のシステムに登録されていること。

(3) 再発行を行う前にバス ICOCA 定期券の処理を行う機器に対して当該バス ICOCA 定期券の使用停止措置が完了していること。

2 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するバス ICOCA 定期券 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円とデポジット 500 円を現金で收受する。

3 第 1 項の規定により再発行登録を行った後、これを取り消すことはできない。

4 第 1 項及び第 2 項の取扱いを行った後に、紛失したバス ICOCA 定期券を発見した場合は、旅客は、これを当局窓口へ差し出して、デポジットの返却を請求することができる。この場合、旅客が紛失したバス ICOCA 定期券とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により定期券利用者本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行う。

(障害再発行)

第 39 条 バス ICOCA 定期券の破損等によってバス ICOCA 定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該バス ICOCA 定期券の再発行の取扱いを行う。

2 前項の取扱いは、別に定める申込書を当局窓口へ提出したときに限り取り扱う。この場合、当該バス ICOCA 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その

翌日の窓口営業時間から 14 日以内に再発行を行う。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。

(バス ICOCA 定期券と ICOCA 定期券が同一のカードで発売されている場合のバス ICOCA 定期の再交付)

第 40 条 バス ICOCA 定期券と ICOCA 定期券が同一のカードで発売されている ICOCA 乗車券を紛失再発行する場合、別に定める申込書を当局窓口へ提出し、次の条件を満たす場合に限って紛失した当該 ICOCA 乗車券(SF残額がある場合は当該SFを含む。)に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行う。その翌日の窓口営業時間から 14 日以内に ICOCA 定期券発売会社で再発行を申し出た場合、ICOCA 定期券を再発行後、当局窓口でバス ICOCA 定期券の再交付を行う。

- (1) 再発行登録を行うとき、再発行及び再交付を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行及び再交付を請求する旅客が定期券利用者本人(小児用バス ICOCA 定期券にあっては、記名人本人及び定期券利用者本人又は代理人)であることを証明できること。
(2) 記名人本人の氏名及び生年月日等の情報が当局のシステムに登録されていること。

- 2 前項により再交付の取扱いを行う場合は、再交付するバス ICOCA 定期券1枚につき再交付手数料 520 円を現金で収受する。

3 バス ICOCA 定期券と ICOCA 定期券が同一のカードで発売されている ICOCA 乗車券を障害再発行する場合、別に定める申込書を当局窓口へ提出したときに限り取り扱う。この場合、当該バス ICOCA 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、ICOCA 定期券を当該 ICOCA 定期券発売会社で障害再発行後に、当局窓口で定期券利用者の氏名及び生年月日等の情報が当局のシステムに登録されていることを条件に当局でバス ICOCA 定期券の再交付を行う。

4 バス ICOCA 定期券を付加する ICOCA 乗車券を当局以外で再発行した場合は、前 3 項に準じて、当局でバス ICOCA 定期券の再交付を行う。

5 バス ICOCA 定期券とスマート ICOCA が同一のカードで発売されているカードを紛失再発行及び障害再発行する場合、スマート ICOCA を JR 西日本の定める方法で再発行後に第 1 項から第 3 項までの規定に準じて、当局でバス ICOCA 定期券の再交付を行う。

(カードの交換)

第 41 条 当局、徳島バス株式会社、徳島バス南部株式会社、JR 西日本及び第 47 条に規定する他社の都合により、旅客が使用しているバス ICOCA 定期券を当該バス ICOCA 定期券裏面に刻印されているものと異なるカード番号の ICOCA 乗車券に予告なく、交換することがある。

- 2 前項により、交換されたカードはバス車載機による定期乗車券の読み取りができないが、

当局窓口で定期券利用者の氏名及び生年月日等の情報が当局のシステムに登録されていることを条件にバス ICOCA 定期券の再交付を行う。

(当局の免責事項)

第 42 条 紛失したバス ICOCA 定期券の使用停止措置が完了するまでの間に当該バス ICOCA 定期券の払戻しやSFの使用等で生じた旅客の損害額については、当局はその責めを負わない。ただし、当該損害が当局の故意又は重過失によって生じた場合は除く。

2 ICOCA の交換又は再発行により、旅客が使用しているものと異なるカード番号の ICOCA を発行したことによる旅客の損害等については、当局はその責めを負わない。

(払戻し)

第 43 条 旅客は、バス ICOCA 定期券が不要となった場合は、当局窓口にし出しして払戻しの請求をすることができる。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により当該バス ICOCA 定期券利用者本人であることを証明したときに限って、次の各号により払戻しを行う。

(1) 有効期間開始前又は有効期間開始後で有効期間中に払戻しの請求があった場合には、運送約款に定める払戻しを行う。

(2) 前号の規定により取り扱う場合は、手数料としてバス ICOCA 定期券1枚につき 520 円を収受する。ただし、当局が別に定める場合を除く。

(3) 前 2 号の規定により払戻しをする場合には、デポジットを返却する。

2 バス ICOCA 定期券の定期乗車券機能のみが不要となった場合は、これを当局窓口にし出しして、当該定期乗車券の払戻し及びSF残額とデポジットを引き継いだ ICOCA 乗車券への変更を請求することができる。

3 SFのみの払戻しを請求することはできない。

4 小児用バス ICOCA 定期券を所持する旅客が 12 才となる年度の 3 月 31 日を超え、小児用バス ICOCA 定期券を使用することができなくなった場合は、SF残額(10 円未満のは数を切り上げ、10 円単位とした額とする。)及びデポジットのみの払戻しを請求することができる。この場合、小児用バス ICOCA 定期券に搭載した定期乗車券がなお有効である場合に限り、IC カードとは別の媒体に移し替えるものとし、第 1 項第 2 号に定める手数料の収受は行わない。

5 前各項の規定にかかわらず、有効期間の終了日の翌日以降に払戻しの請求があった場合は、当局窓口で定期券情報の削除を行う。ただし、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該バス ICOCA 定期券利用者本人(小児用バス ICOCA 定期券にあっては、記名人本人又は代理人)であることを証明したときに限り、請求できるものとする。

6 第 1 項の規定にかかわらず、当該バス ICOCA 定期券利用者本人が当局指定の方法に

より代理人に委任を行った場合で、代理人が別に定める申込書を提出し、代理人の公的証明書等を提示した場合に限って、代理人が払戻しを請求することができる。ただし、小児用バス ICOCA 定期券にあっては、親権者等の法定代理人が払戻しを請求する場合で、公的証明書等の提示により定期券利用者本人との関係性を証明したときは、記名人本人による委任を省略することができる。

7 バス ICOCA 定期券と ICOCA 定期券が同一のカードで発売されているカードの払戻しは第 2 項により定期乗車券のみを払戻し後、当該 ICOCA 定期券発売会社で払戻しを申し出る必要がある。定期乗車券機能のみが不要な場合は当局窓口に差し出して、当該定期乗車券の払戻し及びSF残額とデポジットを引き継いだ ICOCA 定期券への変更を請求することができる。

8 バス ICOCA 定期券とスマート ICOCA が同一のカードで発売されているカードの払戻しは第 2 項の規定により定期乗車券のみを払戻し後、JR 西日本に申し出る必要がある。

第4章 ICカード乗車券の相互利用等

(他社線でのICOCA乗車券による乗車の取扱い方)

第44条 第7条第1項の規定にかかわらず、JR西日本のICカード乗車券取扱約款に定める当局及びJR西日本以外の鉄道会社等(以下「相互利用他社等」という。)が経営する鉄道線、バス路線等(以下「他社線」という。)内においてICOCA乗車券(身体障害者割引、知的障害者割引又は精神障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したICOCA定期券を除く。以下同じ。)による乗車等の取扱いを行う。

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者割引、知的障害者割引又は精神障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したICOCA定期券のうち、他社の乗車券を付加されたICOCA定期券は、当該他社線において、当該他社の乗車券による乗車等の取扱いを行う。

(他社線内における取扱範囲等)

第45条 他社線内におけるICOCA乗車券による旅客の運送等についての取扱い及び利用条件は、当該相互利用他社等の定めるところによる。

(相互利用他社等が発行したICカード乗車券による乗車等の取扱い方)

第46条 相互利用他社等が発行したICカード乗車券のうち、当局と相互利用が可能なものについては、当局路線内において乗車等の取扱いを行う。

2 相互利用他社等が発行したICカード乗車券のうち、当局と相互利用が可能なICカード乗車券は次のとおりとする。ただし、身体障害者割引、知的障害者割引又は精神障害者割引を適用したICカード乗車券は除く。

- (1) 北海道旅客鉄道株式会社発行のKitaca乗車券及びKitaca定期乗車券
- (2) 株式会社パスモ発行のPASMO及びPASMO定期券(携帯情報端末を媒体とするPASMO及びPASMO定期券を含む。)
- (3) 東日本旅客鉄道株式会社発行のSuica乗車券及びSuica定期乗車券(携帯情報端末を媒体とするSuica及びSuica定期券を含む。)
- (4) 東京モノレール株式会社発行のモノレールSuica乗車券及びモノレールSuica定期乗車券
- (5) 東京臨海高速鉄道株式会社発行のりんかいSuica乗車券及びりんかいSuica定期乗車券
- (6) 株式会社名古屋交通開発機構発行のマナカ及びマナカ定期券
- (7) 株式会社エムアイシー発行のmanaca及びmanaca定期券
- (8) 東海旅客鉄道株式会社発行のTOICA及びTOICA定期券
- (9) 株式会社スルッとKANSAIが発行するPiTaPaカードであって当局が別に定めるものの。

- (10) 福岡市交通局発行のはやかけん及びはやかけん定期券
- (11) 株式会社ニモカ発行のnimocaカード及びnimoca定期乗車券
- (12) 九州旅客鉄道株式会社発行のSUGOCA乗車券及びSUGOCA定期券
- (13) 東日本旅客鉄道株式会社発行のWelcome Suica(Suica Light及び携帯情報端末を媒体とするWelcome Suicaを含む。)

3 前項に定める鉄道会社等が発行したICカード乗車券で、当局路線において乗車等の取扱いをする場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条、第16条、第17条、第21条から第25条まで、第26条第1項、第27条、第36条及び第37条の規定並びにJR西日本のICカード乗車券取扱約款第30条及び第32条の規定を準用する。この場合、相互利用他社等が発行したICカード又は携帯情報端末を媒体とした定期乗車券についてはJR西日本のICカード乗車券取扱約款の「ICOCA定期券」の規定を準用し、ICカードを媒体としたストアードフェアカードについては「ICOCA」の規定を準用する。ただし、第17条に規定するSF利用履歴の確認にあつては、当局内の利用履歴以外について表示及び印字できないものがある。

4 前項の規定にかかわらず、相互利用他社等が発行した記名人式のICカードを媒体としたストアードフェアカードについては、JR西日本のICカード乗車券取扱約款第32条第1項及び第33条第1項第6号の規定を準用する。

5 第3項の規定にかかわらず、第2項第13号に定めるICカード乗車券で、当局路線において乗車等の取扱いをする場合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第22条及び第24条第2項第2号の規定は準用しない。
- (2) 当該のICカード乗車券発行会社が定めるカード有効期間を超えて使用することはできない。
- (3) 当該のICカード乗車券発行会社が発行するレファレンスペーパーを携帯し、係員の請求があつたときは、いつでもその所持するレファレンスペーパーを提示しなければならない。

第5章 ICOCA 乗車券の他社での発売

(ICOCA 乗車券を発売する他社)

第47条 ICOCA 乗車券の発売は、JR 西日本のICカード乗車券取扱約款別表7及び別表7の2に規定する他社で行うことがある。

2 ICOCA 乗車券には、JR 西日本のICカード乗車券取扱約款別表7の2に規定する他社の乗車券を付加する場合がある。

3 他社における ICOCA 乗車券の発売や払戻し等の取扱いについては、当該他社の定めるところによる。

(他社で発売する ICOCA 乗車券の当局での取扱い)

第48条 JR 西日本のICカード乗車券取扱約款別表7に規定する他社及び JR 西日本で発売した ICOCA 乗車券で、当局路線において乗車等の取扱いをする場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条、第16条、第17条、第21条から第25条まで、第26条第1項、第27条、第36条及び第37条の規定並びに JR 西日本のICカード乗車券取扱約款第30条及び第32条の規定を準用する。

2 JR 西日本のICカード乗車券取扱約款別表7に規定する他社及び JR 西日本で発売した定期乗車券を搭載した ICOCA 定期券については、当局で払戻し、第38条及び第39条に規定する再発行の取扱いはできない。ただし、再発行登録、デポジット返却については取り扱う。

3 JR 西日本のICカード乗車券取扱約款別表7の2に規定する他社で発売した定期券が付加された ICOCA は、当局で払戻し、再交付の取扱いはできない。ただし、再発行登録については取り扱う。

(特殊な乗車券類の発売)

第49条 当局は、地方運輸局長へ届け出たところにより、IC特殊乗車券、その他の IC 乗車券類を発売することがある。この場合には、その発売、効力及び特殊取扱いに関する事項で本規程と異なる取扱いをするものについては営業所等に掲示する。

附則

本規程は、令和8年2月16日から施行する。

別表1(第15条)

取扱窓口	1回あたりのチャージ取扱額
係員発行機	500 円、1,000 円～(1,000 円刻み)～10,000 円、15,000 円、20,000 円
徳島駅前市バスのりば入金機	1,000 円、2,000 円、3,000 円、5,000 円、10,000 円

※ 1枚あたりのSF残高は20,000円を超えることはできない。